

一般社団法人 戦災復興支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 戦災復興支援センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本国内において、国際紛争に伴う被害の復旧・復興を支援している個人及び団体と、紛争当事国から国外へ避難する者を支援する団体及びボランティア・グループの支援を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際紛争に関する情報収集及び、必要な情報の発信
- (2) 支援対象者の選定及び、対象者への直接的支援
- (3) 支援を行うための募金
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 社員および会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）における社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 正会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、社員総会の日の7日前（書面又は電磁的記録（電子メール）による表決を予定している時は14日前）までに、その通知を発しなければならない。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

4 前3項の規定に関わらず、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 当法人は役員には報酬を支給しないものとする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については別に定める役員報酬規定による。

2 前項の規定にかかわらず役員には費用を弁償することができる。

3 第1項但し書きに規定する報酬の支給基準については種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第26条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議によって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、同法115条の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第6章 理事会

（構成）

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事の選定及び解職
- （4）社員総会の招集に関する事項

（招集）

第29条 理事会は、代表理事が理事会の日までに招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による代表理事・業務執行理事の職務執行状況の報告については、この限りでない。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

